

令和6年2月1日の施行日までに特別教育を受講する必要があります

※ テールゲートリフター操作業務従事者対象

「テールゲートリフター特別教育（学科）」のご案内

《陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長野県支部》

令和5年3月28日に、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

テールゲート作業従事者に対し、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられ、事業者は、令和6年2月1日までに、当該作業従事者に対して、特別教育を行わなければなりません。

（根拠：労働安全衛生規則第36条5の4他 施行：令和6年2月1日）

当支部では、自社にて教育を実施することが困難な事業場のために、特別教育（学科）を実施します。

※ この講習受講後に、必ず各事業所において実技教育を実施してください。

未実施の場合は、特別教育は修了していません。

※ 当講習時に実技教育実施のポイントを説明します。

1. 開催日時 令和6年1月18日(木) 10:00~15:00
(受付：9:30~)

2. 開催場所 松本市勤労者福祉センター 1階 大会議室
松本市中央4丁目7番26号(イオンモール松本の南側です)



3. 定員 100名(先着順) 定員になり次第締め切ります。

4. 内容

講習内容	時間
・テールゲートリフターに関する知識	90分
・テールゲートリフターによる作業に関する知識	120分
・関係法令	30分

5. 参加費： 会員 8,000円 (定価 8,800円のところ、長野県支部が費用一部を負担します)
非会員： 11,000円

(参加費用にテキスト代含む)

6. 申込み方法

① 陸災防事務所あてに、お電話にて受講予約をお願いします。TEL 026-254-5171

② 予約完了後、上記受講料を振り込んで下さい。

振込先： ゆうちょ銀行：店番〇五九：当座〇〇〇五三六八 リクサイボウナガノケンシブ
(郵便局からは 口座番号〇〇五六〇-3-5368 陸災防長野県支部)

③ 別紙申込書と、受講料払込みの受領証コピーを陸災防長野県支部まで、郵送して下さい。

郵送先：〒381-8556 長野市南長池 710-3 陸災防長野県支部

④ 予約締め切りは、1月12日(金)までといたします。

(上記申込書は1月15日(月)まで着にてお願いいたします。)

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。

テールゲートリフター特別教育（学科） 受講申込書

◎開催通知はFAXで送信しますので、FAX番号を記入してください。

ふりがな			※受付番号（記入不要）
氏名			
生年月日	昭・平 年 月 日 生		
住所	〒（ ）ー（ ） 市 町 村 番地 郡 村 番地 アパート・マンション名 個人申込者 TEL （ ） ◎FAX （ ）		
	所在地	〒（ ）ー（ ） 市 町 村 番地 郡 村 番地	
勤務先	名称	TEL （ ） FAX （ ）	
	受講科目 1. 学科（4時間）のみ		
自動車運転免許証写 貼付欄 (本人・住所確認の為)		◎ 受講 場所	松本 1月18日(木) 松本勤労者福祉センター

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本教育開催における本人確認のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池710-3
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長殿

--	--	--